

『実務で使う 法人税の優遇制度と有利選択』  
正誤のお知らせ

126 ページの「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却・特別控除」内の「◆特別控除限度額」について、下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

[誤]

① 控除限度額 = 取得価額 × 3%

[正]

① 控除限度額 = 取得価額 × 7%